

証券コード 4335
平成29年9月11日

株 主 各 位

大 阪 市 北 区 大 深 町 3 番 1 号
グランフロント大阪 タワーB 16階

株式会社アイ・ピー・エス

代表取締役社長 渡 邊 寛

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年9月25日(月曜日)午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年9月26日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪 タワーB 10階
カンファレンスルームB01
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください。)
3. 目的事項
報告事項 第21期(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.ips.ne.jp/>)に掲載させていただきます。

# 添付書類

## 事業報告 (平成28年7月1日から 平成29年6月30日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における経済環境は、米国及びユーロ圏で景気は緩やかな成長が継続し、国内においては、企業業績の回復や雇用情勢の改善がみられるなど、回復基調で推移しました。一方で、英国のEU離脱交渉の難航や新興国経済の成長鈍化、さらに東アジア情勢などの緊迫化等、グローバルなリスクの高まりにより、景気の先行きに対する懸念が強まっています。

当社を取り巻く環境におきましては、大企業向けのERPシステム構築は引き続き順調に推移しているものの、導入・運用に関するサポート体制や費用の問題から、中堅・中小企業におけるERPシステムの浸透は展開途上にある状況です。

かかる状況の下、当社は中堅・中小企業向けの国際標準業務システムSAP S/4HANA Cloudをパブリック・クラウドにて早期導入するサービス提供を平成29年4月に開始しました。SAP S/4HANA Cloudは、従来基盤システム構築に必要であった、初期インフラストラクチャーコストを支出することなく、現状のビジネス規模とニーズに適合したシステムを迅速に導入し、すぐに活用できます。当社はこのパブリック・クラウド版の提供を通じて、さまざまな業種と業務におけるグローバルなデジタルビジネスに向けたエンタープライズ対応機能を提供するとともに、ビジネス・ネットワークの進展の基盤として新たな顧客価値を創出し、日本企業の成長戦略の実現に注力してきました。また、当社は顧客ニーズに適応した業務改善提案を実施するとともに、SAP ERP導入後の活用に向けたソリューションの提供を通じて、積極的なコンサルティング活動を推進して参りました。

以上のような活動を推進した結果、当事業年度の業績につきましては、売上高16億35百万円（前期比16.8%減）となりました。利益につきましては、ライセンス販売が堅調に推移したことや、社内開発体制の強化に伴い、外注費を圧縮できたことにより、営業利益1億12百万円（前期比8.2%増）、経常

利益 1 億16百万円（前期比12.4%増）、当期純利益74百万円（前期比186.5%増）となりました。

なお、当社はE R P導入事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載は省略しております。また、製品及びサービス毎の情報は以下のとおりであります。

（E R P導入事業）

売上高10億30百万円（前期比22.6%減）となりました。

（保守その他事業）

売上高 6 億 4 百万円（前期比4.7%減）となりました。

## （2）資金調達の状況

当事業年度の所要資金は、自己資金により賄いました。

## （3）設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は105百万円であり、その主な内訳は、ソフトウェア92百万円、東京本社移転に伴う建物及び工具器具備品 9 百万円であります。

## （4）直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                                    | 第 18 期<br>自 平成25年7月1日<br>至 平成26年6月30日 | 第 19 期<br>自 平成26年7月1日<br>至 平成27年6月30日 | 第 20 期<br>自 平成27年7月1日<br>至 平成28年6月30日 | 第 21 期<br>(当事業年度)<br>自 平成28年7月1日<br>至 平成29年6月30日 |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                             | 1, 182, 672                           | 1, 719, 189                           | 1, 965, 570                           | 1, 635, 375                                      |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ ) (千円)                      | 22, 642                               | △68, 782                              | 103, 500                              | 116, 350                                         |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ ) (千円)                  | 15, 545                               | △50, 132                              | 26, 001                               | 74, 481                                          |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は<br>1 株 当 たり 当 期 純 損 失 ( △ ) (円) | 6. 51                                 | △20. 98                               | 10. 88                                | 31. 18                                           |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)                                   | 319. 85                               | 296. 37                               | 304. 74                               | 330. 98                                          |
| 総 資 産 (千円)                                             | 1, 098, 299                           | 1, 216, 400                           | 1, 171, 649                           | 1, 245, 096                                      |
| 純 資 産 (千円)                                             | 764, 121                              | 708, 016                              | 730, 995                              | 802, 617                                         |

（注） 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 は、期中平均発行済株式総数に基づき算出し、単位未満を切り捨てて表示しております。また、1 株 当 たり 純 資 産 額 は 期 末 発 行 済 株 式 総 数 に 基 づ き 算 出 し、単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 当社は、平成26年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算出しております。

## (5) 対処すべき課題

今後の経済状況につきましては、国内外ともに不透明感が強い状況にあり、企業の設備投資の抑制はいましばらく続くものと予想されます。

I T業界、とりわけE R P市場においても、投資対効果を重視して、品質、価格面の選別が一層厳しくなり、全般的には慎重さが継続してS A P E R Pを高品質かつ短納期で導入し、経済環境の変化に即座に対応することが求められる顧客のシステム上の要求に即応することが、競争力の維持には不可欠であると認識しております。

### ① 独自開発ソフトの充実

新規の顧客開拓、E R P導入事業における継続プロジェクトの一層の推進及び保守開発部の安定した運営には、当社独自のアドオンソフトの開発が不可欠であります。これまでの導入実績に基づき蓄積された特定の業種の典型的な業種プロセスをあらかじめS A P E R P上に編集し、これに当社が開発した特殊業務機能を付与した独自開発ソフトの充実を図ることにより開発期間の大幅な短縮と低価格化を実現いたします。

さらに、SAP S/4HANAを当社の独自テンプレートEasyOneに組み込むことにより、次世代の業務ツールとしてお客様の業務品質を高めることに一層注力して参ります。

### ② 技術力の向上及び人材育成

当社ではS A P E R Pの導入を専業としているため通常のシステムインテグレーターと違い、S A P E R Pを開発するために必要不可欠な知識の習得が求められます。具体的には業務プロセスの習得（通常のビジネスにおける業務フローの理解）、会計知識の習得（ビジネスプロセスと会計上の流れの理解）、S A P E R Pの習得（S A P E R Pそのものの機能の理解）、プログラム開発知識の習得（S A P E R Pにない機能に関するプログラム開発）等が必要であります。

そのために、S A P社の技術研修に積極的に参加させております。

さらに、SAP S/4HANAに対応すべく、最新の技術習得に向けて、外部教育機関による社員教育を実施しております。

株主の皆様におかれましては今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（平成29年6月30日現在）

- ① コンピュータソフトウェアの開発、販売、輸出入
- ② コンピュータ及び関連機器の製造、販売、輸出入
- ③ コンピュータ及び関連機器並びにコンピュータソフトウェアの賃貸
- ④ 経営合理化及び情報処理システムの導入、利用に関する教育並びにコンサルタント業務
- ⑤ 情報処理システム運用業務の受託
- ⑥ 情報処理システム開発業務の受託
- ⑦ 前各号に附帯する一切の業務

(7) 主要な営業所（平成29年6月30日現在）

| 名 称     | 所 在 地   |
|---------|---------|
| 本 社     | 大阪市北区   |
| 東 京 本 社 | 東京都千代田区 |

(8) 使用人の状況（平成29年6月30日現在）

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 74名     | 2名増       | 33.5歳   | 6年4ヶ月       |

## 2. 株式に関する事項（平成29年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,848,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,466,000株  
(うち自己株式77,000株を含む)
- (3) 株主数 1,495名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名      | 持 株 数    | 持株比率   |
|------------|----------|--------|
| 有限会社ファウンテン | 720,000株 | 30.14% |
| 渡 邊 寛      | 239,000株 | 10.00% |
| 田 中 晴 美    | 58,500株  | 2.45%  |
| 川 上 寿 雄    | 57,000株  | 2.39%  |
| 北 村 昌 英    | 40,000株  | 1.67%  |
| 株式会社SBI証券  | 39,200株  | 1.64%  |
| 星 川 輝      | 38,600株  | 1.62%  |
| 小 池 博 幸    | 35,500株  | 1.49%  |
| 久 下 直 彦    | 34,200株  | 1.43%  |
| 池 田 泰 彦    | 30,500株  | 1.28%  |

（注）持株比率は自己株式（77,000株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

平成28年3月10日開催の取締役会決議における第5回新株予約権

- ・新株予約権の数 150個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び総数 普通株式 15,000株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使時の払込金額 1株につき513円
- ・新株予約権の主な行使条件

新株予約権の割当を受けた者は、原則として権利行使時においても当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成30年3月25日～平成34年3月24日

- ・当社役員の保有状況

|     | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|-----|---------|-----------|------|
| 取締役 | 120個    | 12,000株   | 2名   |
| 監査役 | 30個     | 3,000株    | 2名   |

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。



## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年6月30日現在）

| 地 位                      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                             |
|--------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 社 長<br>(代 表 取 締 役) | 渡 邊 寛   | 有限会社ファウンテン 取締役                                                                      |
| 取 締 役                    | 久 下 直 彦 | 営業部部長                                                                               |
| 取 締 役                    | 伊 東 穰   | 内部統制推進室室長                                                                           |
| 取 締 役                    | 榎 卓 生   | (株)マネージメントリファイン代表<br>取締役、税理士法人大手前綜合事務<br>所代表社員、SPK(株)監査役、(株)きち<br>り監査役、(株)TBグループ監査役 |
| 常 勤 監 査 役                | 木 村 久   |                                                                                     |
| 監 査 役                    | 安 樂 國 廣 | ヒュービットジェノミクス(株)監査<br>役                                                              |
| 監 査 役                    | 秀 平 徹 晃 | ひでひら司法書士事務所代表                                                                       |

- (注) 1. 取締役榎卓生氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役安樂國廣氏及び秀平徹晃氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成28年9月28日開催の第20回定時株主総会の時を持って、監査役藤本克哉氏は辞任により退任いたしました。
4. 平成28年9月28日開催の第20回定時株主総会の時をもって、監査役本島浩氏は辞任により退任いたしました。

### (2) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

| 区 分                | 人 数        | 報 酬 等 の 額           |
|--------------------|------------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(1)  | 45,100千円<br>(2,700) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5名<br>(3)  | 11,749千円<br>(3,300) |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 12名<br>(4) | 56,849千円<br>(6,000) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の人数には、平成28年9月28日をもって退任した取締役3名及び監査役2名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成13年9月21日開催の第5回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成13年9月21日開催の第5回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。



### (3) 社外役員に関する事項

①取締役榎卓生氏は、株式会社マネージメントリファインの代表取締役、税理士法人大手前総合事務所の代表であります。なお、当社は税理士法人大手前総合事務所と税務顧問契約を締結しております。

②他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役榎卓生氏は、SPK株式会社、株式会社きちり及び株式会社TBグループの社外監査役であります。なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

監査役安樂國廣氏は、ヒュービットジェノミクス株式会社の監査役であります。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

監査役秀平徹晃氏はひでひら司法書士事務所の代表であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                                 |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 榎 卓 生   | 平成28年9月28日就任以降に開催された、取締役会全11回のうち11回出席いたしました。会計士・税理士及び上場企業の社外監査役にて培った豊富な経験と見識に基づき必要な発言を適宜行っております。       |
| 社外監査役 | 安 樂 國 廣 | 平成28年9月28日就任以降に開催された、取締役会全11回のうち11回出席し、監査役会全11回のうち11回出席いたしました。金融業・製造業にて培った豊富な経験と見識に基づき必要な発言を適宜行っております。 |
|       | 秀 平 徹 晃 | 平成28年9月28日就任以降に開催された、取締役会全11回のうち11回出席し、監査役会全11回のうち11回出席いたしました。司法書士業にて培った豊富な経験と見識に基づき必要な発言を適宜行っております。   |

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                          | 支払額      |
|--------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額      | 12,500千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,500千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針を定め、体制構築をすすめております。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役会は毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会付議事項に関する予備的検討及び職務執行についての審議・決定等を行っております。

②当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、常に危機管理意識を持ち、それらからの要求を断固拒否することを徹底します。また、警察・弁護士等の外部機関と連携し、組織的に対処いたします。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る各種書類は法令等に従い、適切に保存及び管理を行っております。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①経営活動上のリスクとして、外部環境リスク・業務プロセスリスク・内部環境リスク等を認識し、各リスクについてリスク管理責任者を定めております。

②管理部は全体のリスクの統括管理を行い、リスク情報を集約し、組織的なリスク管理を行っております。

③経営企画室は内部監査の一環として、法令及び定款並びに諸規程等の違反その他の事由により損失の危険のある業務の執行が発見された場合は、直ちに関係諸部門のリスク管理責任者に対して報告し、対策を講じるとともに、取締役会、監査役会に報告するものとしております。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、必要な経営施策について機動的に策定するものとしております。

②取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を明確にし、適正かつ効率的に職務を行っております。

③法令等の判断が必要な場合においては、顧問弁護士等の専門家と協力し、適宜適切なアドバイスを受け、適正かつ効率的な職務を行っております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①「経営理念」を基にコンプライアンス教育を実施し、法令遵守と社会倫理遵守が企業活動の原点であることを徹底します。そして、業務運営における適法・適正な手続・手順を明示した社内規程を整備し、運用します。
  - ②各部門の業務運営が法令・定款に適合していることを確認するために、定期的に内部監査室による監査を実施します。
  - ③各部門の使用人は職務分掌による牽制を行い、法令及び定款並びに諸規程に適合した職務執行を行っております。
6. 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するための体制の構築が必要になった場合には速やかに当該体制を構築するものとします。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人は、各監査役と協議のうえ、取締役から独立した使用人を配置するものとします。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
  - ①取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っております。
  - ②当社の経営上に重要な影響を及ぼすおそれのある法律上、財務上の諸問題又は著しい損害を及ぼすおそれのある事象を発見した取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告するようにしております。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

各取締役は監査役と意見交換をする機会を確保するように努めております。

## (2) 内部統制システムの運用状況の概要

内部統制につきましては、年2回、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、取締役会がその内容を確認しております。

業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの徹底、監査役への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査役及び全ての使用人が情報共有するとともに、重要なリスクについて経営のマネジメントサイドの中で統制し、リスクの低減を図っております。

# 貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |           | 負 債 の 部         |           |
|-------------|-----------|-----------------|-----------|
| 科 目         | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
| 流 動 資 産     | 970,575   | 流 動 負 債         | 307,824   |
| 現金及び預金      | 639,888   | 買 掛 金           | 40,993    |
| 売 掛 金       | 167,145   | リ ー ス 債 務       | 875       |
| 仕 掛 品       | 41,746    | 未 払 金           | 89,114    |
| 前 払 費 用     | 99,064    | 未 払 費 用         | 1,724     |
| 繰延税金資産      | 9,616     | 未 払 法 人 税 等     | 7,801     |
| 未 収 入 金     | 9,037     | 未 払 消 費 税 等     | 469       |
| 仮 払 金       | 390       | 前 受 金           | 148,664   |
| そ の 他       | 3,685     | 預 り 金           | 9,001     |
| 固 定 資 産     | 274,521   | 賞 与 引 当 金       | 9,180     |
| 有形固定資産      | 48,909    | 固 定 負 債         | 134,655   |
| 建 物         | 19,277    | 退職給付引当金         | 101,509   |
| 工 具 器 具 備 品 | 7,107     | 長 期 未 払 金       | 30,308    |
| リ ー ス 資 産   | 3,521     | リ ー ス 債 務       | 2,836     |
| 土 地         | 19,003    | 負 債 合 計         | 442,479   |
| 無形固定資産      | 95,411    | 純 資 産 の 部       |           |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 91,491    | 株 主 資 本         | 790,581   |
| 特 許 権       | 2,476     | 資 本 金           | 255,250   |
| 商 標 権       | 655       | 資 本 剰 余 金       | 94,202    |
| 電 話 加 入 権   | 787       | 資 本 準 備 金       | 94,202    |
| 投資その他の資産    | 130,200   | 利 益 剰 余 金       | 463,353   |
| 役員長期貸付金     | 3,000     | 利 益 準 備 金       | 936       |
| 投資有価証券      | 622       | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 462,416   |
| 関係会社株式      | 10,000    | 繰越利益剰余金         | 462,416   |
| 長期前払費用      | 1,479     | 自 己 株 式         | △22,223   |
| 繰延税金資産      | 32,398    | 評価・換算差額等        | 118       |
| 差入保証金       | 69,425    | その他有価証券評価差額金    | 118       |
| 会 員 権       | 6,075     | 新 株 予 約 権       | 11,917    |
| 保 険 積 立 金   | 7,200     | 純 資 産 合 計       | 802,617   |
| 資 産 合 計     | 1,245,096 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 1,245,096 |

# 損 益 計 算 書

(平成28年7月1日から)  
(平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |           |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 1,635,375 |
| 売 上 原 価               |        | 1,106,743 |
| 売 上 総 利 益             |        | 528,632   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 416,023   |
| 営 業 利 益               |        | 112,608   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 | 66     |           |
| 特 許 関 連 収 入           | 4,730  |           |
| そ の 他                 | 62     | 4,859     |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 120    |           |
| 為 替 差 損               | 110    |           |
| コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー   | 886    | 1,117     |
| 経 常 利 益               |        | 116,350   |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 313    |           |
| 本 社 移 転 費 用           | 464    | 777       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 115,572   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 7,741  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 33,349 | 41,090    |
| 当 期 純 利 益             |        | 74,481    |



# 株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から)  
(平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |        |         |       |                     |         |         |         |
|-------------------------|---------|--------|---------|-------|---------------------|---------|---------|---------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金  |         | 利益剰余金 |                     |         | 自己株式    | 株主資本合計  |
|                         |         | 資本準備金  | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |         |
| 平成28年7月1日残高             | 255,250 | 94,202 | 94,202  | 936   | 399,880             | 400,816 | △22,223 | 728,044 |
| 事業年度中の変動額               |         |        |         |       |                     |         |         |         |
| 剰余金の配当                  |         |        |         |       | △11,945             | △11,945 |         | △11,945 |
| 当期純利益                   |         |        |         |       | 74,481              | 74,481  |         | 74,481  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） |         |        |         |       |                     |         |         |         |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —      | —       | —     | 62,536              | 62,536  | —       | 62,536  |
| 平成29年6月30日残高            | 255,250 | 94,202 | 94,202  | 936   | 462,416             | 463,353 | △22,223 | 790,581 |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権  | 純資産合計   |
|-------------------------|------------------|----------------|--------|---------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |         |
| 平成28年7月1日残高             | △1               | △1             | 2,952  | 730,995 |
| 事業年度中の変動額               |                  |                |        |         |
| 剰余金の配当                  |                  |                |        | △11,945 |
| 当期純利益                   |                  |                |        | 74,481  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | 119              | 119            | 8,965  | 9,084   |
| 事業年度中の変動額合計             | 119              | 119            | 8,965  | 71,621  |
| 平成29年6月30日残高            | 118              | 118            | 11,917 | 802,617 |



## 個別注記表

### [重要な会計方針に係る事項]

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

|           |                                                                   |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|
| 関係会社株式    | 移動平均法による原価法によっております。                                              |
| その他有価証券   |                                                                   |
| 市場価格のあるもの | 事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
  - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

|     |                                                      |
|-----|------------------------------------------------------|
| 仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
|-----|------------------------------------------------------|
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

|                                                                                          |       |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては定額法）を採用しております。 |       |
| なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。                                                                   |       |
| 建物                                                                                       | 6～36年 |
| 工具器具備品                                                                                   | 4～20年 |
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

|                                                       |
|-------------------------------------------------------|
| 自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。  |
| 市場販売目的のソフトウェアにつきましては、販売可能な見込有効期間（3年）に基づく定額法を採用しております。 |
| 特許権につきましては、定額法（8年）を採用しております。                          |
| 商標権につきましては、定額法（10年）を採用しております。                         |
  - (3) リース資産

|                                                            |
|------------------------------------------------------------|
| 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産                                 |
| リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。 |
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきまし

ては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務は簡便法に基づき計算しております。

(4) 受注損失引当金……ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当事業年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。なお、当該損失引当金は対応する仕掛品と相殺表示しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

請負開発売上高の計上基準

イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる開発  
進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

ロ その他の開発  
完成基準

## 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

## [貸借対照表に関する注記]

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 43,779千円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債務 | 2,430千円  |
| 3. 取締役に対する金銭債権    | 3,000千円  |

## [損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

外注委託費 6,750千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度増加<br>株式数 | 当事業年度減少<br>株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|---------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式（株） | 2,466,000      | —              | —              | 2,466,000     |

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度増加<br>株式数 | 当事業年度減少<br>株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|---------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式（株） | 77,000         | —              | —              | 77,000        |

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成28年9月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 11,945         | 5.00            | 平成28年6月30日 | 平成28年9月29日 |

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成29年9月26日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額（円） | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成29年9月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 11,945         | 利益剰余金 | 5.00            | 平成29年6月30日 | 平成29年9月27日 |

4. 当事業年度末日における新株予約権等に関する事項

権利行使期間の初日が到来していないため、該当事項はありません。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 未払事業税               | 1,295   |
| 一括償却資産              | 190     |
| 賞与引当金               | 2,828   |
| 未払社会保険料             | 531     |
| 繰越欠損金               | 4,770   |
| (1年以内の課税所得と相殺できるもの) |         |
| 繰延税金資産（流動） 合計       | 9,616千円 |

繰延税金資産（固定）

|                |          |
|----------------|----------|
| 退職給付引当金        | 31,041千円 |
| 減価償却超過額        | 502      |
| 繰延資産償却超過額      | 246      |
| 一括償却資産         | 658      |
| 資産除去債務         | 528      |
| 長期前払費用         | 75       |
| 小計             | 33,054   |
| 評価性引当額         | △604     |
| 繰延税金資産（固定） 合計  | 32,450   |
| 繰延税金負債（固定）との相殺 | △52      |
| 繰延税金資産（固定）の純額  | 32,398千円 |

繰延税金負債（固定）

|                |      |
|----------------|------|
| その他有価証券評価差額金   | 52千円 |
| 繰延税金負債（固定）合計   | 52   |
| 繰延税金資産（固定）との相殺 | △52  |
| 繰延税金負債（固定）の純額  | 一千円  |

## [金融商品に関する注記]

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は経営活動に必要な資金の調達を銀行借入及び自己資金にて賄っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。また、当社はデリバティブ取引を全く利用しておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替や金利等の変動リスクに重要性が認められる債権債務はありません。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

|        | 貸借対照表計上額<br>(千円) (※) | 時価(千円) (※) | 差額(千円) |
|--------|----------------------|------------|--------|
| 現金及び預金 | 639,888              | 639,888    | —      |
| 売掛金    | 167,145              | 167,145    | —      |
| 買掛金    | (40,993)             | (40,993)   | —      |
| 未払金    | (89,114)             | (89,114)   | —      |

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

#### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金並びに売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買掛金、未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 差入保証金（貸借対照表計上額 69,425千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

### 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1 年以内<br>(千円) | 1 年超 5 年<br>以内 (千円) | 5 年超10年<br>以内 (千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|---------------|---------------------|--------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 639, 888      | —                   | —                  | —            |
| 売掛金    | 167, 145      | —                   | —                  | —            |

#### [関連当事者との取引に関する注記]

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

#### [1 株当たり情報に関する注記]

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 330円98銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 31円18銭  |

#### [重要な後発事象]

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 8 月22日

株式会社アイ・ピー・エス  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 森内 茂之 | ⑩ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 池田 哲雄 | ⑩ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・ピー・エスの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。



監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年8月25日

|       |              |       |
|-------|--------------|-------|
|       | 株式会社アイ・ピー・エス | 監査役会  |
| 常勤監査役 | 木 村          | 久 ㊟   |
| 社外監査役 | 安 樂          | 國 廣 ㊟ |
| 社外監査役 | 秀 平          | 徹 晃 ㊟ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、平成29年6月期の業績、財務状況等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりとさせていただきます。

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式 1株につき5円00銭  
総額11,945,000円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年9月27日（水曜日）

### 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 渡 邊 寛<br>(昭和37年11月16日生)   | 昭和60年4月 コベルコシステム株式会社入社<br>平成9年6月 当社設立 代表取締役社長（現任）<br>平成13年12月 有限会社ファウンテン取締役（現任）                                                                                                | 239,000株   |
| 2     | 久 下 直 彦<br>(昭和42年11月17日生) | 昭和63年4月 株式会社関西JBA（現 東芝情報システム株式会社）入社<br>平成9年7月 当社入社<br>平成13年4月 当社保守開発部部长<br>平成14年9月 当社取締役<br>平成15年8月 当社営業部部长<br>平成17年10月 当社経営企画室室長<br>平成20年9月 当社取締役（現任）<br>平成21年12月 当社営業部部长（現任） | 34,200株    |

| 候補者<br>番号 | 氏<br>名<br>(生年月日)       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | 伊 東 穰<br>(昭和39年5月20日生) | 昭和62年4月 株式会社CSK入社<br>平成16年9月 当社入社<br>平成22年1月 江栄情報システム株式会社入社<br>平成22年7月 江崎グリコ株式会社入社<br>平成28年5月 当社入社<br>平成28年9月 当社取締役(現任)<br>平成29年9月 当社経営企画室長                                                                                                                     | 一株             |
| 4         | 榎 卓 生<br>(昭和38年2月23日生) | 昭和60年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所<br>平成9年4月 榎公認会計士・税理士事務所開業<br>平成10年6月 SPK株式会社社外監査役(現任)<br>平成12年1月 株式会社マネージメントリファイン代表取締役(現任)<br>平成14年10月 税理士法人大手前総合事務所代表社員(現任)<br>平成17年9月 株式会社きちり社外監査役(現任)<br>平成23年6月 東和メックス株式会社(現 株式会社TBグループ)社外監査役(現任)<br>平成28年9月 当社社外取締役(現任) | 10,300株        |

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 榎卓生氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者とした理由

榎卓生氏は、公認会計士・税理士であり、会社財務に精通し、これまで多くの企業の監査業務や経営指導に従事しております。また同氏は経営者として、会社運営の豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。

4. 榎卓生氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

5. 社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、榎卓生氏との間で社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるように会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領によりストックオプションとして新株予約権を発行すること、及びかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の無償発行は、会社法第361条第1項第3号に規定される報酬等に該当し、また、その額が確定していないため、取締役に割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する具体的な内容及び算定方法も併せてご承認をお願いするものであります。取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、後記により算定される新株予約権1個当たりの公正価額に、取締役に割り当てるストックオプションとしての新株予約権の総数を乗じて得られる価額となります。

なお、第2号議案「取締役4名選任の件」をご承認いただいた場合、取締役は4名（うち社外取締役1名）となり、新株予約権の割当数は取締役300個（うち社外取締役0個）を上限とします。

また、当社は、新株予約権が取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、取締役と当社株主の利害を一致させることにより、当社の企業価値の一層の増大を図ることを目的として割り当てられるストックオプションであること等から、その具体的な内容は、取締役への報酬として相当なものであると考えております。

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集を行う理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、それらの者と当社株主の利害を一致させることにより、当社の企業価値の一層の増大を図ることを目的として発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の内容及び数の上限

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役及び従業員

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権1個当たり100株とする。ただし、本総会後に、当社が当社普通



株式につき株式分割（無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率  
調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は、80,000株を上限とする。

ただし、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に下記(3)記載の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(3) 発行する新株予約権の総数

800個（うち取締役に対する割当分300個（社外取締役0個））を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値、または割当日の前営業日の終値（当該営業日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額（1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。）とする。なお、割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- (6) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の割当をした翌日から起算して2年間経過後、  
4年間とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の一部行使はできないものとする。
  - ② 割当日以降、5営業日（終値のない日を除く。）連続して東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、その時点で有効な行使価額に1.05を乗じた額（1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。）以上となるまでは、新株予約権を行使することはできないものとする。
  - ③ 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画につき当社株主総会（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会）で承認されたときは、合併期日、株式交換期日または株式移転期日以降、新株予約権を行使することはできないものとする。
  - ④ その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
- (10) 譲渡による新株予約権の取得制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。



(11) 新株予約権の公正価額

新株予約権 1 個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件を基に、ブラックショールズモデルを用いて算定するものとする。

(12) その他

新株予約権の割当は、当社取締役会が上記新株予約権発行の目的を達成するために必要と認める条件を定める新株予約権割当契約を割当対象者との間で締結し、これに基づいて行うものとする。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区大深町3番1号  
グランフロント大阪 タワーB 10階  
カンファレンスルームB01  
TEL 06-6292-6236(代表)

交 通 JR大阪駅より徒歩約5分  
地下鉄御堂筋線梅田駅より徒歩約10分  
阪急梅田駅より徒歩約10分



なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承賜りますようお願い申し上げます。